

保医発 0305 第 1 号
令和 3 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）については、令和 3 年厚生労働省告示第 62 号及び令和 3 年厚生労働省告示第 63 号をもって改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用（ただし、掲示事項等告示第 10 第 1 号の改正規定は、同年 3 月 6 日から適用）することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、掲示事項等告示の改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和 3 年 2 月 10 日保発 0210 第 3

号)に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 549	3, 534	2, 118	27	14, 228

4 掲示事項等告示等の一部改正について

アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーマゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーマゼ アルファ製剤、ガルスルファーマゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

5 関係通知の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーマゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーマゼ アルファ製剤、ガルスルファーマゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。
- ② 別添3区分01(5)イ中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーマゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーマゼ アルファ製剤、ガルスルファーマゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びブロスマブ製剤」を「、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーマゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーマゼ アルファ製剤、ガルスルファーマゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤及びラロニダーゼ製剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「ブロスマブ製剤」の次に「アガルシダーゼ アルファ製剤」、「ア

ガルシダーゼ ベータ製剤」、「アルグルコシダーゼ アルファ製剤」、「イデュル
スルファーゼ製剤」、「イミグルセラゼ製剤」、「エロスルファーゼ アルファ製
剤」、「ガルスルファーゼ製剤」、「セベリパーゼ アルファ製剤」、「ベラグルセ
ラーゼ アルファ製剤」及び「ラロニダーゼ製剤」を加える。